

事業主の皆様へ

# 平成24年9月分から 厚生年金保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっており、「平成24年9月分(同年10月納付分)から平成25年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料率は、次のとおり変更されます。

※この保険料率の改定については、従業員の皆様にもお知らせいただきますようご協力をお願いします。

	【現行】 (平成24年8月分まで)	【変更後】 (平成24年9月分～)
一般の被保険者……………	16.412%	16.766%
坑内員・船員の被保険者…	16.944%	17.192%

## 厚生年金基金加入員の場合

厚生年金基金に加入する方の保険料率は、上記の一般の被保険者または坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

一般の被保険者…………… 11.766% ~ 14.366%

坑内員の被保険者…………… 12.192% ~ 14.792%

※免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

## お願い

◆被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。被保険者の方々が自身の記録を確認するためにも、必ず通知していただきますようお願いいたします。



日本年金機構

Japan Pension Service